

春日部市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前										
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">中野放課後児童クラブ</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市東中野654番地</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">江戸川放課後児童クラブ</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市上吉妻1番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入室の資格)</p> <p>第5条 児童クラブに入室できる者は、<u>春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。）</u>（以下これらを「学校」という。）に在学する児童であつて、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童（次条において「留守家庭児童」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(保育時間)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 学校の授業日の月曜日から金曜日までにあつては、学校の放課後から<u>午後7時まで</u>とする。</p> <p>(2) 学校の休業日の月曜日から土曜日までにあつては、<u>午前7時30分から午後7時まで</u>とする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第10条</p> <p>2 前項の保育料の額は、入室児童1人につき月額<u>9,000円</u>とする。</p>	名称	位置	中野放課後児童クラブ	春日部市東中野654番地	江戸川放課後児童クラブ	春日部市上吉妻1番地	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">中野放課後児童クラブ</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市東中野654番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入室の資格)</p> <p>第5条 児童クラブに入室できる者は、<u>春日部市立小学校</u>（以下「学校」という。）に在学する児童であつて、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童（次条において「留守家庭児童」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(保育時間)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 学校の授業日の月曜日から金曜日までにあつては、学校の放課後から<u>午後6時30分</u>までとする。</p> <p>(2) 学校の休業日の月曜日から土曜日までにあつては<u>午前8時から午後6時30分</u>までとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第10条</p> <p>2 前項の保育料の額は、入室児童1人につき月額<u>8,000円</u>とする。</p>	名称	位置	中野放課後児童クラブ	春日部市東中野654番地
名称	位置										
中野放課後児童クラブ	春日部市東中野654番地										
江戸川放課後児童クラブ	春日部市上吉妻1番地										
名称	位置										
中野放課後児童クラブ	春日部市東中野654番地										

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、平成31年4月分以後の月分の保育料について適用

し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)</u><u>(第19条において「小学校」という。)</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p>
<p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設<u>並びに利用者の通学する小学校及び義務教育学校</u>等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	<p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、<u>利用者の通学する小学校</u>等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>